

## 生活保護事業について

### 1 協定項目の要旨・留意点

生活保護事業は、国・県の制度に基づいて、その法令・要綱等に準拠し新市で実施する。  
関連資料については、別紙のとおり。

### 2 提案内容の理由

生活保護の基本視点及び方針に添った内容で提案します。

### 3 協定（協議）先進事例

<p>広島県三次市・双三郡・甲双町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）</p> <p>生活保護事業については、国・県の福祉制度により、新市において実施する。</p>
<p>西東京市（平成13年1月21日新設合併）</p> <p>国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
<p>石川県高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）</p> <p>生活保護事業については、新市に設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。</p>

### 4 参考法令（条文等抜粋）

生活保護法（昭和25年5月4日法律144号）

第19条の7

町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行う保護事務の執行を適切にならしめるために、下に掲げる事項を行うものとする。

- 1 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を報告すること。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

\* 生活保護事業

協定項目	23-13 生活保護事業										
調整方針	生活保護事業は、国の制度であり、合併までに川内市の例により調整し、新市において実施する。										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)	
生活保護事業	<p>(目的) 真に生活保護による援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長させる。</p> <p>(内容) 世帯に内容に応じて生活扶助 教育扶助 住宅扶助 医療扶助 介護扶助 介護扶助 産産扶助 葬祭扶助 を支給する。</p> <p>(事務手続) 相談・申請・調査事務・支給事務を行う。</p> <p>(事務従事者) 社会福祉法第15条、18条、19条により社会福祉主事の資格を有する現業員(ケースワーカー)が生活保護施行事務にあたる。</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>合併時に、川内市の例により調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-13 生活保護事業								
調整方針		生活保護事業は、国の制度であり、合併までに川内市の例により調整し、新市において実施する。								
区分		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
被保護世帯(世帯)		296	54	46	17	25	7	13	39	22
被保護人員(人)		403	69	59	18	31	7	18	54	27
保護率(%) (月平均の被保護人数÷月平均人口×1000)		5.5	8.5	9.3	3.1	6.8	5.1	9.5	19.4	32.3
生活扶助	人員(人)	4,162	672	585	177	268	73	162	480	286
	扶助額(千円)	206,390	31,542	26,112	8,551	14,879	3,344	8,697	23,133	15,114
住宅扶助	人員(人)	2,990	382	294	46	75	24	36	51	165
	扶助額(千円)	34,359	4,090	1,829	312	597	138	366	214	1,125
教育扶助	人員(人)	390	2	12		4		12	30	12
	扶助額(千円)	3,022	10	83		64		62	229	103
介護扶助	人員(人)	480	106	217	37	45	47	13	53	76
	扶助額(千円)	5,100	5,262	2,318	431	903	638	185	383	681
医療扶助	人員(人)	3,800	722	618	192	319	77	197	582	320
	扶助額(千円)	446,912	63,874	60,684	27,285	57,505	8,042	29,481	70,543	20,455
生業扶助	人員(人)	1								
	扶助額(千円)	31								
葬祭扶助	人員(人)	8	1	1						
	扶助額(千円)	1,117	118	237						
被保護世帯計	人員(人)	4,840	825	707	221	370	89	221	648	329
	扶助額(千円)	696,931	104,898	91,265	36,579	73,947	12,162	38,792	94,502	37,478